

福井海区漁業調整委員会会議議事録（第22期第18回）

1 日時 令和5年12月18日（月）13時30分～15時00分

2 場所 福井市大手2丁目8番10号 福井県水産会館 6階 大ホール

3 出席者

（会長）小林 利幸 （会長代理）鈴木 聖子 （委員）平野 仁彦、子末とし子、
濱出 征勝、木邑 康和、森 修、櫻木 忍、高橋 武一、櫻木 忍、小西 昌弘、
東村 玲子、富岡 啓二、後藤 正邦、常廣 正範、平内 真澄
（事務局）吉村 裕一、河野 展久、坂東 誠、小竹原 涼、長島 拓也、
柘植 卓実
（水産課）木村 亮太

4 課長（水産）挨拶

5 議題

（1）諮問事項

（1）県資源管理方針の変更について

（2）県知事管理漁獲可能量の認定について

※まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群

（2）報告事項

・知事管理漁獲可能量の変更について

※くろまぐろ

（3）その他

6 議事録署名委員指名

小林会長：それでは、議事に入る前に、議事録署名員を御指名いたします。本日の議事録署名員は、子末委員と木邑委員をお願いいたします。

5 議 事

小林会長：それでは、諮問事項について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは、事務局より諮問事項1つ目、福井県資源管理方針の変更についてを説明させていただきます。

まず、資料の確認をさせていただきます。

右肩に「資料1」と書かれたA4の用紙が1枚、右肩に「資料1-2」と書かれたホッチキス留めのものが1部、右肩に「資料1-3」と書かれた横に印刷されたホッチキス留めの資料が1部、最後に「参考資料」と書かれたカラー印刷のもの1枚が資料となります。不足等ございましたら事務局までお願いいたします。

それでは、説明のほうさせていただきます。

まず、資源管理方針というものについて、事務局から簡単に説明をいたします。

資源管理方針というのは、漁業法で定められている資源管理の適切な保存・管理を行うための方針として、国が水産政策審議会という会議で意見を聞いた上で国の資源管理手法について定めているものになっております。都道府県の知事は、この国が定めた資源管理方針に即して、都道府県ごとに独自の資源管理方針、福井県で言うと福井県資源管理方針になりますが、それをそれぞれ都道府県ごとに定め、この都道府県資源管理方針の策定、変更を行う際には、県から海区調整委員会へ意見を聞いた上で国へ承認申請することになっております。

今回、福井県知事が定める福井県資源管理方針に変更の必要がございますので、変更の内容について説明をさせていただきます。

また、これ以降、「福井県資源管理方針」のことを「方針」と言わせていただきます。

資料内の2番、福井県資源管理方針の変更内容を御覧ください。

今回は大きく3つの変更を行います。

まず、1つ目が「さんま」の削除についてです。

方針内の「別紙1-5 さんま」として定めているさんまの資源管理についてですが、近年では福井県でさんまのまとまった漁獲がなく、国からの漁獲可能量の割当てがされておりました。そのような実態もありまして、水産庁から漁獲がなく、資源管理の実態がない魚種については方針から外すように指示がありました。そのため、今回方針内からさんまについての記載を削除するように変更を行います。

なお、今後、福井県でさんまのまとまった漁獲が見られるようになった際には、再度方針への追加を検討したいと思います。

次に、2つ目が「かたくちいわし対馬暖流系群」と「うるめいわし対馬暖流系群」の追加です。

この後の諮問事項2つ目にも関係してくるところになりますが、今挙げた2種類について令和6年1月から段階的にTAC管理が開始されるようになります。そのため、各都道府県で資源管理方針へ追加し、知事管理漁獲可能量の設定、管理を行うことができるよう、「別紙1-8 かたくちいわし対馬暖流系群」及び「別紙1-9 うるめいわし対馬暖流系群」として方針へ追加を行います。

3つ目は、方針に定めている「別紙3」の変更についてです。

現行の方針で定めている「別紙3-1 あかがれい日本海系群」から「別紙3-8 あかあまだい福井県海域」までの8項目で構成されている別紙3の記載の内容について、水産庁の指示により文言の変更等を行いました。

以上3点が今回の変更の内容となっております。

今回の変更について知事より諮問を預かっておりますので、朗読させていただきます。

資料1-2を御覧ください

それでは、朗読いたします。

水第2023号、令和5年12月13日。

福井海区漁業調整委員会会長、小林利幸様。

福井県知事、杉本達治。

福井県資源管理方針の変更について（諮問）。

みだしのことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により別添のとおり方針を変更したいので、同条第10項の規定により準用する同条第4項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

今回の諮問の内容について詳しく説明させていただきますので、資料1-3を御覧ください。

こちらは今回の変更に関する新旧対照表となっております。

今回の変更の具体的な内容について、この資料を基に説明させていただきます。

資料の構成としては、表の左列が変更後の改正案、右列が現行の方針となっております。

まず、資料1-3、2ページを御覧ください。

今回の変更、1つ目、「別紙1-5 さんま」の記載となっております。

表の左側御覧いただいているとおり、今回の変更からさんまに関する記載を方針から削除する予定です。

続いて、資料3ページ、御覧ください。

先ほどお話しした別紙1のほうに定めていたさんまを削除したことによって、表の右側、現行の別紙「1-6」「1-7」「1-8」の番号が繰り上がりますので、表の左側にあるとおり、「別紙1-5 するめいか」「別紙1-6 まさ

ば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」「別紙1-7 ずわいがに日本海系群A海域」と番号の繰り上がりが生じます。内容に関する変更はございません。

続いて、同じ3ページ、別紙1-8 かたくちいわし対馬暖流系群を御覧ください。

「かたくちいわし対馬暖流系群」、以降「かたくちいわし」と言わせていただきますが、かたくちいわしのTAC管理は、しらすを除く体色が銀色のもの、大きさでいうと約36ミリ以上のものがTAC管理の対象となっております。

4ページを御覧ください。

福井県におけるかたくちいわしの利用については、方針の中で定めているまあじやまいわしと同じように、定置網や刺し網など、福井県でかたくちいわしを漁獲する漁業全てを対象とし、福井県かたくちいわし対馬暖流系群沿岸漁業という名目で管理を行います。

また、新しく始まったTAC管理については、ほかの魚種でやっているような各都道府県に枠を配分して、それぞれ数量の管理を行うような体制をいきなり行うというわけではなくて、最初のうちは国全体で獲っている数量を定めて、それを都道府県全体で超えないように管理するような体制から開始します。その後、幾つか段階を踏んで、最終的にはほかの魚種でやっているような各都道府県に数量を配分して管理するような方式、いわゆるステップアップのようなやり方で進めるよう、国のほうと進めているところです。

そのため、かたくちいわしのTAC管理を開始してしばらくの間は、具体的な数量ですとかほかの魚種の現行水準といったような配分がされるのではなく、この次の諮問事項にも関わるところにはなりますが、国全体の漁獲可能量〇〇トンの内数というような配分が国から各都道府県になされることとなります。

つまり、かたくちいわしの管理が国が定めた数量の総量で管理をすることになりますので、資料の中の(2)番、漁獲量の管理の手法等にかかせていただいたとおり、漁獲量の総量で管理することということで方針にも定めております。

それから、これはまだ先の話になるので今後の参考になりますが、現時点で福井県のかたくちいわしの漁獲量の割合というのが全国的にかなり割合が低いということから、このままでいけば、今後、福井県の配分は現行水準という配分になることが見込まれます。この場合は、総量による管理ではなくて、現行のまあじやまいわしでやっているような漁船の隻数であったり、知事許可漁業の件数など、そういった管理手法で管理を行っていくこととなりますので、そうなった際にはこの管理手法に関する記載については総量による管理ではなく、また別の管理の仕方記載をさせていただこうと考えております。

かたくちいわしの知事管理漁獲可能量への配分としては、全量を福井県かた

くちいわし対馬暖流系群沿岸漁業区分に配分することとしています。

かたくちいわし対馬暖流に関する説明は以上とさせていただきます。

次に、同じページの下の段、別紙1-9 うるめいわし対馬暖流系群を御覧ください。

こちらの魚種について説明させていただきます。

資料、次、5ページを御覧ください。

こちら、以降「うるめいわし」とさせていただきますが、こちらかたくちいわしと同様に、今回から新しくTAC管理が始まる魚種となっております。

漁獲可能量についても、かたくちいわしと同様に国全体で取っていい数量を定めて、それを超えないように全体で管理するような手法になりますので、福井県においても資料の(2)番、漁獲量の管理の手法等にございますとおり、漁獲量の総量による管理として定めております。

対象となる漁業は、福井県でうるめいわしを漁獲する福井県うるめいわし対馬暖流系群沿岸漁業を対象とし、定置網や刺し網など、そういったうるめいわしを漁獲することが見込まれる全ての漁業で管理を行います。

このうるめいわしについても、現時点では全国のうるめいわしの漁獲量に占める割合は低いので、このままでいけば福井県は現行水準となることを見込まれます。その場合、かたくちいわしと同様に管理の手法について検討していきたいと考えております。

続いて、資料の6ページから11ページまでにかかる内容となりますが、こちらは6ページにある別紙3-1 あかがれい日本海系群から最後、11ページの別紙3-8 あかあまだい福井県海域で構成される別紙3の内容となっております。

こちらの内容について、水産庁の指示により変更を行っておりますが、大きく今までと意味合いが変わるような変更はございませんので、今回説明については割愛をさせていただきたいと思っております。

以上が福井県資源管理方針の変更に係る事務局からの説明となります。皆様、御意見いただきますようよろしくお願いいたします。

小林会長：ただいま事務局から説明がありましたが、何か意見ございませんか。

後藤委員：2点質問します。

まず、さんまの漁獲のお話がありましたが、「近年」というのはどのぐらい実績として顕著に、以前と比べて変わったのか。この「近年」というのは大体何年ぐらいの話なのかというところをお聞かせいただきたいのが一つ。

それから、福井県資源管理方針「別紙3」の内容変更についてですが、水産庁のほうからの指示によって表記の変更を行ったということで、意味合いに大きな変更がないということをお聞きをしまして、確かにそんな大きな変更では

ないかなとは思いますが、ただ全く、何か同じような言葉を言い換えただけでは、意味合いが若干違うなというところもあって、例えばそれぞれのうちの第3などを見ると、現行では「報告される情報を活用して、資源評価が行われるように努めることとする」とあるところが、新しい書きぶりでは「資源評価の精度が向上するように努める」というような書き方に変わってたりしますので、水産庁からどういう趣旨でこういう表記の指示があったのかといったところ。一個一個全部説明いただかなくてもいいですけど、端的なところで教えていただければなと思います。

以上2点です。

事務局：まず1つ目、さんまの近年の漁獲実績ということで、この「近年」というのが水産庁のほうで漁獲量の配分のために直近の漁獲量を調べており、それが3年間の漁獲量となっています。この3年間の漁獲量の実績が、平均でいいますと1トン以上ある場合だと現行水準という形で配分があるのですが、福井県は平均が1トンない状態で、漁獲の割当てがずっとされてきていなかったという実態がございます。

そのような実態を踏まえて、資源管理方針の中で資源管理の手法を定めていますが、実際に配分がないため、取れても年間数百トンとかその程度、資源に対する影響が少ないということで、わざわざ資源管理方針の中で資源管理の手法について定めて進めていく必要はないのではないかと水産庁からの助言をいただきまして、今回、さんまに関する記載を外させていただきました。

それと、今の別紙3の話ですけれども、担当の者、別におりますので説明を替わらせていただきます。

事務局：先ほどおっしゃられた第3の「資源評価が行われるように努めることとする」という書きぶりを「資源評価の精度が向上するように努めることとする」という部分についてですが、既に資源評価が行われている魚種になりますので、書きぶりとしては現行ではちょっと不十分ということで、今行われている資源評価の精度を今後より高めていくという意味でこちらの書きぶりを取っています。

後藤委員：分かりました。要は資源評価が以前に比べると少し前進したので、そうするとここの書きぶりというところが実態に合わなくなっているのを修正していると、そういうふうに理解すればいいですか。

事務局：そのとおりです。

後藤委員：ありがとうございます。

小林会長：ほかに何かございませんか。

東村委員：かたくちいわしに関してですけれども、11月の終わりか12月の初めに水産政策審議会に出席したときに聞いた話として、かたくちいわしというのはほとんどが煮干しに加工されると。現状の利用のされ方は、取ってきた資源をそ

のまま加工場に持って行って、速やかに加工して煮干しにしていこうと。ではどうやって漁獲量を把握するかについて、ほぼ100%煮干しなら、煮干しの重さを測って、歩留りを計算して、実際、生の原料で幾らというのにしたほうがいいのか、現実に沿っているのではないかという意見と、TAC管理するならちゃんと生の魚を測るべきでしょうという意見が何か拮抗しているという話でした。

私も皆様も御存じのとおり、例えばズワイガニは1杯1杯重さを測って足しているわけではなく仕切り伝票を基にしており、ほかにもそういう魚種は結構多く実際に測っているほうが少ないのではないかという感じです。

ここで質問ですが、福井県でかたくちいわしとかうるめいわしというのは漁獲後、どういう利用がされているのでしょうか。例えば歩留り、製品になってから測って歩留りで計算するほうが適切なのか、そのまま魚として測るほうが適切なのか、教えていただきたいなと思っています。

うるめいわしも多分一緒であると思っていますが、よろしくお願ひします。ご存じの方、お願ひします。

事務局：ありがとうございます。

ただいま東村委員おっしゃられたとおり、煮干しの漁獲量を基に生の漁獲量を換算するのですとか、煮干しの扱いをどうするかというところが、日本全体でTAC管理をする上において、報告をどうするかというのが問題に上がっているということは会議の中でもたびたび議題になっており、その中で煮干しを生に換算する際の換算計数であったり、そういったものを定めていくことが必要になるということで、国のほうも実際に加工を行っている業者等に確認を行って、そういった現場の把握に努めているというような話は聞いております。

福井県の実態ですが、福井県でもかたくちいわしは揚がりますけれども、それを煮干しに加工するといったところは県内ではなく舞鶴などに持って行って加工を行っていると聞いています。加工に関しては県内では行っていないのではないかと思います。

東村委員：そうすると今度は少々面倒くさくなって、舞鶴のある加工業者に福井県の資源と多分京都のものと一緒に来て、それは分けているのでしょうか。それをラベルに貼るかどうかは別にして、例えば取引の伝票とかで何トン入りましたみたいな感じではやっているのです、手法としては別に製品から歩留りを計算するというのは難しくはなさそうだと感じました。

何か感想になってしまいましたが。

事務局：ありがとうございます。

漁獲の実態については、クロマグロでもそうですけれども、舞鶴に揚げた分はちゃんと福井県のほうに報告等を受けていますので、かたくちいわしについ

でも同じような方法で把握など努めていければと思っております。

また、乾物から生への漁獲量換算などについては今後国とも話を進めて報告を進めていく必要があるのかなとは考えております。

小林会長：これでいいでしょうか。どうでしょう。

東村委員：恐れ入ります。ありがとうございます。

常廣委員：一ついいですか。実態として、福井県でかたくちとうるめってどれぐらい取れているのですか。さっきの説明、さんまのときに3年間の実績で1トンを切るようなところはという話もありましたが。

事務局：福井県のかたくちいわしの漁獲量、参考までに昨年、2022年の漁獲量になりますが、かたくちいわしが県内全域で15.3トン、うるめいわしが6.4トンと集計しています。

常廣委員：ありがとうございます。結構あるんですね。イワシにしたら僅かですけども。

小林会長：ほかに何かございませんか。ないですか。

（「なし」の声あり）

小林会長：ないようですので、諮問どおりの内容とすることが適当である旨、県に答申してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

小林会長：ありがとうございます。

では、次の諮問事項について事務局、説明をお願いいたします。

事務局：続いて、事務局より諮問事項の2つ目、福井県知事管理漁獲可能量の設定について説明をいたします。

まず、資料の確認をさせていただきます。

資料のほうで、「資料2」と右肩に記載されたA4の裏表1枚と、「資料2-2」と記載されたA4の裏表に印刷したもの1枚、合計2枚となっております。不足等ございましたら事務局までお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

まず、漁獲可能量について説明させていただきます。

漁獲可能量というのが、漁業法で定められている水産資源の保存及び管理を目的とした1年間に採捕することができる数量の最高限度となっております。

国は、漁獲可能量を資源管理基本方針に即して各都道府県へ配分する数量を定め、各都道府県へ通知を行います。通知を受けた都道府県は、各都道府県で定めている都道府県資源管理方針、先ほど説明したもの、福井県でいうと福井県資源管理方針に即して知事管理部分に配分する数量、すなわち知事管理漁獲可能量の設定を行い、海区調整委員会に意見を聞いた上で国へ承認申請することになっております。

資料内の2番、令和6管理年度における福井県漁獲可能量について説明いたします。

水産庁より、令和5年11月9日付で令和6管理年度、今回は令和6年1月1日から12月31日までになります、における漁獲可能量の通知がありました。

通知の対象となった魚種は、さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群となります。

このうち、さんまについては先ほど説明説明申し上げたとおり、漁獲量の配分はありませんでした。まあじとまいわし対馬暖流系群については、例年配分を受けている魚種になりますが、かたくちいわしとうるめいわしについては来年からTAC管理が開始される魚種となりますので、今回が初めての設定となります。

それでは、資料2の中の表1を御覧ください。

表の一番左の列には、今回通知のあった5魚種の系群を載せております。真ん中の列には、福井県に配分された漁獲可能量。一番右列には配分が現行水準であった場合の目安数量を載せております。

まず、さんまですが、福井県ではさんまのまとまった漁獲がないことから、福井県への漁獲可能量の配分はありません。

次に、まあじですが、福井県への配分は現行水準となっております。目安数量は600トンと、令和5管理年度の536トンの目安量から増加しております。

次に、まいわし対馬暖流系群ですが、こちらの配分は現行水準となっておりまして、目安数量が320トンと令和5管理年度の170トンから増加をしています。

次に、かたくちいわしですが、これは全都道府県で一様に77,000トンの内数という形で数量の配分が行われております。

最後、うるめいわしですが、こちらがかたくちいわしと同様、全都道府県で一様に44,000トンの内数という形で配分が行われております。

資料裏面を御覧ください。

先ほど御説明した国からの魚獲可能量について、水産庁で令和5年12月6日に官報で公表を行っております。各都道府県知事は、国が官報に漁獲量を公表した後に委員会からの意見を聞き、国へ知事管理漁獲量の設定について承認申請をすることとされておりますので、今回、福井県資源管理方針に基づいて知事管理漁獲可能量の設定を行います。

表の2番、御覧ください。

表の構成、先ほどと同様、一番左が特定水産動物、真ん中が知事管理の区分、

一番右が知事管理漁獲可能量となっております。

まず、さんまについてですが、漁獲可能量の配分がないため、知事管理漁獲可能量の設定はありません。

次に、まあじですが、福井県の資源管理方針において、福井県まあじ沿岸漁業に全量を配分することとしておりますので、福井県まあじ沿岸漁業に現行水準として知事管理漁獲可能量の設定を行います。

次に、まいわし対馬暖流系群ですが、同じ資源管理方針において福井県まいわし対馬暖流系群沿岸漁業に全量を配分することとしているため、福井県まいわし対馬暖流系群沿岸漁業に現行水準として知事管理漁獲可能量の設定を行います。

次に、かたくちいわし対馬暖流系群ですが、資源管理方針の中で福井県かたくちいわし対馬暖流系群沿岸漁業に全量を配分することと記載しているため、福井県かたくちいわし対馬暖流系群沿岸漁業に77,000トンの内数として知事管理漁獲可能量の設定を行います。

最後、うるめいわし対馬暖流系群ですが、資源管理方針の中で福井県うるめいわし対馬暖流系群沿岸漁業に全量を配分することと定めておりますので、福井県うるめいわし対馬暖流系群沿岸漁業に44,000トンの内数として知事管理漁獲可能量の設定を行います。

今回の設定について知事より諮問を預かっておりますので、朗読させていただきます。

資料2-2を御覧ください

それでは、朗読いたします。

水第2024号、令和5年12月13日。

福井海区漁業調整委員会会長、小林利幸様。

福井県知事、杉本達治。

福井県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）。

みだしのことについて、別添のとおり知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

次、資料裏面、御覧ください

こちら諮問の別添の内容となっておりますが、ただいま事務局から説明させていただいた内容について1枚にまとめております。

今回の委員会で答申いただけましたら、後日、国へこの内容で承認申請を行い、承認後、このような形で福井県の県報やホームページで知事管理漁獲可能量の公表をさせていただく予定をしております。

以上で事務局からの説明を終わります。御意見をよろしく願いたします。

小林会長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問、御意見ございませんか。

木邑委員：さんまなんかは、北海道にブリが入るみたいなもので、どこへ回ってくるかわからない。もし沿岸でさんまが入った場合は揚げられないということですか、1匹も。それはどうなっているのか。みんな海に捨てなければいけないということになるのか。

事務局：もしさんまの水揚げがあった場合は、一旦揚げていただくことは可能です。ただ、次以降の配分の際に実績があれば数量の明示、例えば現行水準ですとか、そういったものがされることになるかと思えます。その場合には、また先ほどの諮問で方針を削除しましたが、また方針の中に追加などそういったことを検討する必要がある。

木邑委員：実績として残るということになるんですか。

事務局：そうです。実績として水揚げの、福井県での漁獲実績として上がることにはなりません。

木邑委員：分かりました。

事務局：ちょっと補足させていただきます。

現行水準が目安の1トンを基準に考えているような世界ですので、1トン未満であれば、全体に占める影響は小さいですので、心配いただくなくても大丈夫です。

小林会長：ほかに何かございませんか。ないですか。

（「なし」の声あり）

小林会長：それではないようですので、諮問どおりの内容とすることが適当である旨、県に答申してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

小林会長：ありがとうございます。

では、諮問事項については以上といたします。

続いて、報告事項について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：事務局から報告事項について説明をさせていただきます。

まず、説明の前に資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料で、右肩に「資料3」と書かれたホッチキス留めのA4の用紙、こちらが説明に使う資料となります。不足等ございましたら事務局までお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。

福井県知事管理漁獲可能量の変更についてということで、今回の変更はくろまぐろとなっております。

資料内の1番、今回の漁獲可能量変更の経緯について説明をさせていただきます。

水産庁が主体で実施している都道府県間におけるくろまぐろの漁獲可能量の融通の要望調査について、福井県からは各漁協から聞き取った小型魚から大型魚へ0.5トン振り替える交換の要望、さらに追加については水産庁の計算ルールに従って大型魚1.9トンの追加の要望を出しておりました。

後に水産庁から各都道府県から取りまとめた結果の報告がありまして、0.5トンの交換要望については要望どおり実施されることになりましたが、譲受の要望については譲渡する都道府県がなく、成立した都道府県はないということでした。

資料内の2番、令和5管理年度における福井県知事管理漁獲可能量の変更を御覧ください。

今回の交換について、令和5年11月20日付で水産庁より福井県の漁獲可能量に変更になった旨通知がありましたので、それに合わせて福井県の知事管理漁獲可能量の変更を県と国で行いました。

また、前回の委員会でも説明をさせていただきましたが、漁獲可能量の変更は現場における漁業の操業に支障を来すことがないように配慮する必要があるということで、事前に福井県と水産庁で話を進め、知事管理漁獲可能量の変更を進めさせていただいて、今回皆様に事後報告として報告させていただいているところです。

それでは、資料内の表を御覧ください。

交換に伴う知事管理漁獲可能量の変更について、小型魚と大型魚をそれぞれまとめさせていただきました。

まず、くろまぐろ（小型魚）と書かれた表になりますが、今回の交換要望では小型魚0.5トンを国に渡して、代わりに大型魚を0.5トンもらうような要望をしておりますので、小型魚では定置漁業の漁獲枠、現行の31.9トンから0.5トン減りまして、31.4トンに変更となります。

福井県漁船漁業については、変更はございません。

続いて、くろまぐろ（大型魚）ですが、小型魚とは逆に0.5トン増えるような交換を行っておりますので、定置漁業の枠、現行の20.1トンから0.5トン増加し、20.6トンに変更となりました。

また、小型魚同様、漁船漁業については、変更はございません。

資料の裏面、2ページ、御覧ください。

ただいま説明させていただいた福井県知事管理漁獲可能量の変更についてですが、漁業法において知事管理漁獲可能量を定めた場合は、遅滞なくこれを公表しなければならないとされております。

今回の変更については、資料内のとおり、くろまぐろの福井県知事管理漁獲可能量の変更に関する記載について、福井県の県報及びホームページで公表を

させていただいたところです。

資料の最後に、水産庁からの通知を参考としてつけております。

以上で事務局からの説明を終了させていただきます。

小林会長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問何かございませんか。

木邑委員：北海道でたくさんイワシが揚がったがあれはみんなマグロに追われたのではないですか。ブリもそうだろうし。マグロが増え過ぎている。福井県にもっと、国に枠をよこしてくれって言わないといけない。

森委員：ちょっと足りない、国へもっと言ってもらわないといけない。

高橋委員：沖合漁業では増えるでしょう、割合大型が、まき網なんかは。

事務局：増えてないです。

高橋委員：増えてないですか。

森委員：定置が増えているんじゃない。

事務局：福井県だけではなく、令和6年度の来年の漁獲枠について、今、国から照会が来ているところですが、まき網については特に増えたというような話はなく、都道府県の配分もそんなに極端に増えたようなものはないですけど、令和5年度、今年と同じような配分になりそうということで話は聞いております。

木邑委員：まき網は何トンあるの。昔4,000トンだった。

高橋委員：4,800トン。

木邑委員：そして、沿岸漁業は580トンと。まだ変わらないのか。

事務局：くろまぐろの割当てについては国際会議で2年に1回審議をされているので、今年と来年については大きくは変わらないのですが、今年取り残した分を来年持ち越せるようなところを少し制度としてよくした関係で、全体は若干増える。ただ、沖合に優先的にいく話はないと。沿岸優先をしてくださいというのは言っていますので。

森委員：県も取り残した分は来年にはその分増えるんですね。まき網は増えて、うちらが増えなかったら合わない。まき網取り残した分は増えるし、県の取り残した分は増えないというのはおかしいのではないかと。

事務局：細かい数字、今持ち合わせてはいませんが、うちの県の場合、過去にちょっと取り過ぎたときの借金もあるので、そこも返すとなるとそんなに大きく増えたりはしないのかなと思っています。

常廣委員：ちなみに定置網以外で本年度の大型魚とかの数量とか把握されているのであればお聞かせ願いたい。

事務局：福井県の実績ですか。

常廣委員：そうですね、大型魚です。

事務局：福井県の実績としましては、定置網以外に、こちら書いてある漁船漁業のほうで釣りの枠などを取っていますが、小型魚の実績は今のところなく、大型魚

で100キロの個体が1匹揚がったということで報告は受けております。

常廣委員：1本だけですか。

事務局：1本です。

常廣委員：僕の知っているだけでも結構揚がっていますけどね。

小西委員：恐らくそれは市場に出てないから。だから、いつか敦賀のほうで揚がったとかいう話は聞きましたけど。

事務局：遊魚ではなく、すみません、今の漁業者の方からの報告で。

常廣委員：漁業者の方ですよ。遊魚は僕のところでやっていますから分かりますけど、大体。

事務局：遊魚の採捕実績については、すみません、ちょっと把握はできていないです。

常廣委員：1本だけですか。分かりました。すみません、ありがとうございます。

小林会長：ほかに何かございませんか。

東村委員：何回か前の漁業調整委員会で、遊漁で漁獲したくろまぐろを、どこかの卸売市場で売ってしまった、もしくは売ってもいいのだろうかという話があり、水産庁の見解聞いてきましたが、基本販売しては駄目だそうです。

報告義務は漁獲した人が報告する義務があると、それはホームページを開けばちゃんとしかるべきところに報告するフォームがあるのでやってくださいと水産庁は言っている。

遊漁案内業の人が、民間のお客さんを連れていってくろまぐろが取れたというときに報告漏れはほとんどないらしいです。誰も見てない、周りが見てないという人のところで報告漏れが起こっているというそんな話を聞きました。

ですので、卸売市場も本当は受け付けてはいけないので、その辺が問題ですねぐらいの話で終わりましたが。以上です。

海区調整委員会で報告しますと言っておいたので、言わせていただきました。

小林会長：なかなか遊漁船に関しては取締りもできないし、いろんな話は全国でも聞いてはいるのですが、やっぱり口は閉ざされているみたいですね。メジマグロに対しては。キハダマグロと名前つけて全国でやっているらしい。どこの県もみんな言っているみたい。だけど、どこまでがそれか、うちらも玄達沖で結構釣れるみたいだし。それも誰か見たわけでもないし、そんなこと言われもしないいろいろどうしようもない話で。これしたからと何か罰則があるでもなく、何かどうかなっているでもないし。

常廣委員：一応何か罰則はあるみたいですよ。報告義務をしてなかった場合には。

小林会長：遊漁船に関しては全然分からないので。

常廣委員：でも、余談の話ですけども、結局誰が測定してキロ数を量るんだと。僕らでもデジタルのはかりを全部持っていますので、それで何百キロという数字も計測全部するのですが、僕としては遊漁船業者に報告義務はなく、お客さんが

報告する義務で、一応報告するに当たって、このマグロは何キロのマグロですよということで写真を撮ってお客さんに渡します。

だから、それはお客さんの報告義務であり、遊漁としては義務がないので。でも、そのような船がほとんどないのではないかと思う。市場に出す場合、水揚げではなくて普通に船から降ろせないで、百何十キロの魚は。そのときにリフトを使ったときに計測するというパターンが多いのかなというイメージ。

僕の船では300キロまで測れるようなデジタルはかりであるため、船上ですけれども一応計測はします。

余談です。すみません。

小林会長：この件に関してなかなか難しいところありますので。

ほかに何かございませんか。

なければ、報告事項については以上といたします。

その他に入りたいと思いますが、何か意見ございませんか。

事務局：事務局から一つ、「資料（その他）」と書かれている紙1枚のもの、一番後ろにつけてございます。こちら御覧いただけますでしょうか。

前回11月上旬に開催いたしました海区委員会において、協議事項として上げさせていただきましたあわび漁業およびなまこ漁業の漁業許可の取扱いについて、条件を新たに付与するというお話の中で御意見をいただきましたので、それを基に各漁協様に条件を追加することに対して賛成、反対。反対の場合はこういう事例があって困るというようなアンケートを行いました。

結果として、異議または支障が生じるといった事例がなかったため、少しの変更をしましたが、下につけている表の右側の内容で漁業許可取扱方針策定しまして、次の1月1日から3年間の許可期間の間、この条件を付加させていただくということになりました。

前回委員会でお話した内容、左側について、何が違うのかという点ですが、前回委員会を出した資料では「当該漁業に従事させてはならない」と申し上げましたけれども、これを「採捕させてはならない」ということにしました。

従事といいますと、直接素潜りをして手でなまこをつかんで採捕するというものも含んで、船の上で待機してその引揚げを手伝うなど直接自然にあるものを採捕する以外のことも含みますので、そういったものを従事と言っていました。従事の場合範囲が広過ぎるということで、採捕、ただ、取る人はその許可を持っていないといけませんということに変えさせていただきました。

御報告として以上でございます。

小林会長：ただいま事務局の説明について何か意見ございませんか。

後藤委員：前回これについて何かコメントした記憶があります。基本的に従事させてはいけないというのがかなり厳しいなところの、そういう方向性の意見を

申し上げたような記憶がありますが、そういう意味では「採捕させてはならない」というところで限定したというところで、この内容であれば恐らく前回ほどの印象ではなかったかなと思っています。

この内容で特に異論ありませんというのが一つと、あと結構大事な報告ではないかなと思いますので、その他ではなくて報告事項としてきちんと議題として上げていただいてもよかったような内容ではないかなというふうに思いました。

事務局：すみません。その他となってしまうと申し訳ございませんでした。

小林会長：何かほかにございませんか。

高橋委員：ブリの規制はちまたでうわさになっているけど、どういう方向に進んでいるのか。

事務局：ブリのTAC管理についてなんですけれども、皆さん御存じのとおり、今、国のほうでTACの追加を進めていまして、その中にブリも含まれていますが、今、国のほうで、県や漁業関係者の方を含めてブリを資源管理する際の検討の会議などを重ねているところです。直近では10月の下旬後ぐらいに一度行っていますが、次もまた今後も何度か開催を検討、予定しているところです。

先日、水産庁からお話がありまして、ブリを実際に管理するとなった場合に、どのような期間で管理するのが各地先望ましいかというところで、4月から3月で管理をする場合と7月から6月までの管理にする場合、どちらのほうが良いかということでアンケートを水産庁から受けたところです。福井県としては7月から6月ですと先に寒ブリのほうを制限なく取れるような管理期間になりますので、県の県定置協会と相談をさせていただいて、ほかの石川、富山、京都と合わせて7月から6月の管理がよいのではないかと検討して回答をさせていただいているところです。

ただ、この管理期間というのも、まだ実際にブリのTACの開始まだ大分先の話になるかと思えますし、今後の漁獲の漁模様に合わせてまた4月から3月で検討するかなど、定置漁業者の方とも話を今後進めさせていただければと思っています。

木邑委員：これはTACだろう、7月から6月とか4月から3月31日、1年間の範囲内なら関係ないのではないか。

事務局：1年間ですけれども、管理期間の開始と終わりという期間が違えば、時期が変わってくるので、例えば4月開始ですと、最初に4月から6月の春のブリをたくさん取って、その後残った分で寒ブリを取るような。

木邑委員：これは高橋さんのところが言っているだけや。春先の5月から6月、7月に入るところと、寒ブリしか入らんとすると、その差が出てきても。

高橋委員：うちらにしても5月から今年はブリ取れている。これを規制すること自体が

おかしいのではないか。そういうことをしたら、うちの定置は潰れてしまう。

森委員：定置網みんな潰れる。

高橋委員：みんな潰れてしまう。笑い事と違うぞ、本当に。

木邑委員：漁業の許可申請のときもブリと書いてある。そんなものTACにしたらいけない。

高橋委員：これ本当に潰れてしまう。死活問題になってしまう。

事務局：いろいろな御意見を伺いながらというところですけども、既に今やっているくろまぐろのときも管理期間が途中で変わったのは覚えていらっしゃるでしょうか。最初、7月始まりの6月終わりでしたがそれを途中でまた、国が全部そろえたいというので4月始まりの3月で統一し、以降進んでいます。そうすると、ちょうどうちの県の定置だと3月の終わりぐらいから網入れ出したところにマグロが入ったりとか、網入れてすぐに何かいっぱい入ったりとかという、なかなか難しいところがあるので、全体としては7月始まりのほうが福井県にとってはマグロの場合はいいのかなと思います。そういったところブリの場合はどこが、一つしか選べないというところも今のところはありますが、国のほうも柔軟にそこは考えると言っていますけど、県によってその管理の時期を変えるところというのも一つあるのかなという話はしているので。

高橋委員：これは柔軟というよりも、こんなものしたらいけない。柔軟どころの騒ぎと違う。

木邑委員：定置網みんな死んでしまう。

高橋委員：定置網死んでしまう。

濱出委員：底引きも死んでいった。30何隻がもう10隻や。

事務局：ブリについてはマグロみたいに国際管理じゃなくて国内の管理ですので、融通とかもっと柔軟にできるはずですので、ここは現場に無理のないような形で進めるようにというのは、また県のほうからも言っていきます。

平野委員：定置ばかりがブリ取っているわけではない。釣り漁業なんて周年で釣らなければいけない。

森委員：そんなに取れんよ。

平野委員：そんなことはない。30、40って釣る。もうけの金額は1隻当たり小さいかもしれないが、それでも収入にしなければいけない。ブリと言っても、フクラギもブリだ。ツバスでも時期によっては値段がいいときもある。

木邑委員：これはまだ未定でしょう。

高橋委員：だから、今としては大きなブリを釣るか、ツバスから取る、それはまだ分からないのだろ。分からなくても早めに手を打っていく必要があるこのことは大反対と強く言ってください、強く。もう定置は死にますと。いざとなったら国会に乗り込みますというような馬力でなかったら、本当にうちの定置はもう潰

れてしまう。

高橋委員：国の言うこと見てたら話にならない。

森委員：県も頑張ってやってくださいね。

高橋委員：定置網、ブリの規制やったら終わり。

森委員：何もかも禁止されたら何も取れない。

高橋委員：役なんかやっていたらつるし上げです。組合で県を飛び越えて国会に乗り込むかという話をしている。そこまで言ってこいと言われておる。実際死活問題。うちの定置もこの前のブリ取るまで全然売り上げがなかった。ブリで水揚げが1億ちょっとになったけど、これブリ規制されたらもう終わりです。漁師辞めますかということ。国会議員は机の上でばんばんと決めているけど、中身分かって決めているのか。

そういうことはこれからの課題だが、これは大反対です。みんなそうだと思うけど。

木邑委員：俺も反対、大反対。

事務局：定置の方もそうですけれども、それ以外の釣りの方も含めていろいろ御意見伺いたいと思いますので、またよろしくお願いします。

森委員：はい、そうですかじゃいけない。

平野委員：誰も漁業者いない。漁船漁業するものがいなくなっていく。

木邑委員：漁師はいないようになってしまう。

高橋委員：漁師いない。

森委員：いなくなる。

高橋委員：夢がない。魚取ったら投げて、夢がない。若い者の夢がなくなってしまう。

森委員：外国人だけ。

木邑委員：いくら規制しても。

高橋委員：喜んで、いい夢持って進んでいる。それを止めて、いけません言ったら。

森委員：国が、国がと言わず、国を動かさないといけない。

高橋委員：国の命令といちいち聞いていない。

森委員：変な話、国が仕切っていくなら誰でもできる。

平野委員：そういう国会議員を選ぶもんが悪い。

森委員：とどのつまりはそこ。

常廣委員：最近、12月の前半のほうにまき網船がずっといましたが、あれはちなみに何を取っていたのか。先ほどの話ではないですが、まき網とも、また沿岸とも違うと思う。ほとんど沿岸に入るまでに取られるというのが現状だと思う。そこら辺を県はどこまで把握できているのかということをお聞かせ願いたい。

もう10日ぐらいずっとまき網がいましたよね、停泊というかずっといましたよね。僕が分かるぐらいですからそこら辺の把握はされていますか。

事務局：若狭湾でのまき網の操業ですね。

常廣委員：そうです。ここらの三国、鷹巣も全部含めてですけども。

事務局：JAFICとかが操業状況というのはまとめていますので、若狭湾沖で操業しているというのは実績があるので、恐らくイカ等はずっと操業しているのだろうと把握しています。

特に沿岸で、昔は沿岸入ったとか、禁止区域でまき網船がいたとか、そういったトラブルとかもありましたが、最近はそういったものは聞いてないという状況かなと思っています。

常廣委員：いや、分かってないだけじゃないですか。

事務局：今、位置情報の。

常廣委員：AISですね。

事務局：AISじゃなくてVMSというので、こちら公表されてないです。されてないですけど、国はそれで位置情報をとっていますので、中入って操業すればそれはばれるということもあって、実際3マイルぐらいまで入れますので、許可上。非常に昔も近づいているということで取締り船行ったりすると、3マイルよりちょっと沖で操業しているというような実態がほとんどでした。なので、さらにそれより中に入ってくるというようなところまでは恐らくないというふうに思っていますし、もしあれば通報等いただければ取締り船とか行くということは可能ですので。

常廣委員：その実態は把握されてないのでしょうか、何を水揚げされているかとかそういうのは。

事務局：国のほうではもちろん持ってはいますけれども。

常廣委員：県の水産課では把握されてないということですね。

事務局：水産課で直接は分からないです。春先だとサバ取ったり。

濱出委員：福井にはまき網ないやろう、福井県には。

事務局：福井にはないです。

濱出委員：福井に入るなど言えばいい。何で言えないのか。底引きでも京都とか入るなどと言われる。一緒。福井県にまき網ないのであれば、幾ら福井県の船を買っていても福井県内ではやったらいけないって言えないのか。

事務局：それは言えないです。

濱出委員：何で。

事務局：それはそういう操業区域というのがもともとのまき網の権利がある。だから、今の沖底船で京都に入るなど言って、はいはいという話と同じようなことになるので、それは言えないです。

濱出委員：ないところに決められたらいけない。決められないのか。

事務局：それはもともとその操業区域は持ってたわけですから、今新たに福井県沖

で操業させてくださいという船が出てきたらそれは断ることはできます。

濱出委員：それはいけない。

木邑委員：ということは、それは大臣許可ということでしょう。

事務局：もう既に持っている者から剥奪することは基本的にはできません。向こうが同意すればいいですよ。でも、同意することないですから。

森委員：うちらも大臣許可もらうといい。

事務局：それはまき網の漁業者であって、それなりに権利を持って操業しているわけなので。

濱出委員：当然福井県のまき網の許可してる船持っていったら。今、来ている者は。福井はないので、行かないので、私らは行かないので、あんたらも来ないでくれって言えないのか。

事務局：今の時点では言えないです。持っている時点で福井県沖を外してとかするのであればそれはできたかもしれないですけど、今もうその内容を見込んでいるわけです。ですから、それを後から外せというのであれば、その分補償しろという話になるので、それは無理です。

濱出委員：ということは、永久に。

事務局：できないということです。向こうが合意しない限りは無理です。

高橋委員：大臣がいけないと言ったらいいけど。

事務局：それか、その許可をうちが取得する。

濱出委員：最盛期のときに何隻ぐらいあったの。

事務局：ちょっと、私入ったときで、平成の初め。

濱出委員：もっと前、もっと前。

事務局：その前はちょっと私は。

濱出委員：菅生やらあった。鷹巣もあったし、三国もあったし。

事務局：大中と中型という県知事の許可が昔は混在していました。平成の初め頃で大中まきが一、二カ統あったかなという感じと、中型が越前の2で、高志の2、3カ統ぐらいだったかなという感じ。その前ですと、田烏のサバのまき網とかああいうので結構いっぱい、それが中型許可だったのか何か分からないですけど。嶺南のほうでも時代がありました。

濱出委員：絶えず小型とまき網とけんかしている、いつも。一本釣りの話をすると、網を落としていくと、瀬の上へ、まき網を。それもう取れないだろう。魚がつかなくなるという。まき網を落としていくと、それ揚げていくので魚が岩につかない。そういう事情がある。私は一本釣りじゃないので。絶えずまき網と一本釣りがわーわー言っているが何か話合いできないのか。

事務局：日本海中部のまき網漁業協会というのがありまして、それは定期的に、そういう沿岸漁業なので定置協会の会長さんとかはその場に出て、いろいろトラ

ブルがある場合はその場でいろいろお話をさせていただいているという、そういう場はあります。

私も過去何回か出たことありますが、まき網の方も、では、うちの沖でしてくれるとかそういう申入れは受け入れられないけど、ピンポイントで例えばこの時期にこの場所でこういった漁業をやっているということであれば言ってくださいと。その辺については可能な限り配慮しますよというふうな感じに最近なってきました。

ですから、そういう場を利用して、もし本当に今具体的にるのであれば、福井県の業界を代表して向こうと話をするということは可能かと思います。

濱出委員：それを言っている。そういう両者が話し合せて納得済みで、この期間は一本釣りに操業させると。そして、ほかの月はまき網がするというような方法でできないのかと。

事務局：そういうのも言ってもらえれば、漁業に支障が出るようなところは配慮しますとは言ってくれていたと思います。

ですから、それは具体的にここで、この海域で、いつ、何をしているというのをこっちから示さないといけない。あとは、例えば玄達、松出シとかではこういう制限をしていますと。なので、ここについてはこの時期配慮してくださいとか、そういったところを具体的に言ってくれということですよ。

そういう場がありますので、もしあればそういった場を利用していただければというふうに思います。

濱出委員：はい、分かりました。また組合長に言っておきます。

小林会長：ほかにございませんか。

ないようですので、これで終わりたいと思います。

最後に、鈴木会長代理より一言挨拶をお願いいたします。

鈴木会長代理：本日は年末のお忙しいところ委員の皆様、全員御出席ということで、どうもありがとうございました。

それでは、よいお年をお迎えください。ちょっと早いですが。

ありがとうございました。

小林会長：ありがとうございました。

この議事録は委員会の顛末を記録し、事実を相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員会
会 長

議事録署名員

委 員

委 員